

公 告

河川災害時における緊急対策業務（測量及び設計部門）に関する協定

次のとおり公告します。

令和3年3月5日

関東地方整備局

常陸河川国道事務所長 原田 昌直

1. 協定の概要

(1) 協定名

河川災害時における緊急対策業務（測量及び設計部門）に関する協定

(2) 協定の目的

常陸河川国道事務所（河川）の管理区間内において、災害の発生のおそれがある場合及び災害の緊急対策の必要性が生じた場合に、緊急的な現地調査、測量、設計を実施し、被害を受けた施設の早期復旧と被害の拡大防止を図ることを目的とする。

(3) 協定エリア

常陸河川国道事務所管内の久慈川水系の河川及びその流域

常陸河川国道事務所管内の那珂川水系の河川及びその流域

(4) 協定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 出動の要請を行う順位の評価方法

企業の業務成績、企業の優良表彰、企業の業務実績、有資格技術者数から総合的に評価する。

(6) 協定締結後の手続き等

協定締結後、必要な現地調査及び測量並びに設計を実施する場合は、速やかに業務契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 関東地方整備局における令和3・4年度の「測量」かつ「土木関係建設コンサルタント」業務に係わる一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において令和3年1月15日までに申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定がなされるものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の参加資格を受けていること。）

(3) 本店が茨城県内または栃木県内に所在すること。

「本店」とは関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等）の申請書「様式1」に記載された本社（店）をいう。

(4) 協定締結参加申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から協定締結日までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している

者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く)でないこと。
- (7) 建設コンサルタント登録規定に基づき、河川、砂防及び海岸・海洋業務に登録があること。かつ測量法第55条に基づく登録があること。

3. 出動の要請を行う順位の評価方法

技術資料等説明書に示す評価項目と評価基準に基づき評価する。

4. 本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2
国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所調査第一課
電話 029-240-4069
FAX 029-240-4086
担当：調査第一課 専門員（水防担当）

(2) 技術資料等説明資料の交付期間及び方法

- ①交付期間： 令和3年3月5日（金）から令和3年3月15日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。ただし、最終日は12時00分までとする。
- ②交付方法： 国土交通省常陸河川国道事務所のホームページよりダウンロードして下さい。
URL: <https://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/index.htm>

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間： 令和3年3月5日（金）から令和3年3月15日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。ただし、最終日は12時00分までとする。
- ②提出場所： 上記（1）に同じ。
- ③提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便等配達確認ができるもので提出期間の消印有効。）により提出する。

5. その他

技術資料の作成要領及び協定締結業者の評価などの詳細については、「技術資料等説明書」による。

技術資料等説明書

河川災害時における緊急対策業務（測量及び設計部門）に関する協定については、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和3年3月5日

2. 協定締結者

関東地方整備局常陸河川国道事務所長
茨城県水戸市千波町1962-2

3. 協定の概要等

(1) 協定名

河川災害時における緊急対策業務（測量及び設計部門）に関する協定

(2) 協定の目的

常陸河川国道事務所（河川）の管理区間内において、災害の発生のおそれがある場合及び災害の緊急対策の必要性が生じた場合に、緊急的な現地調査、測量、設計を実施し、被害を受けた施設の早期復旧と被害の拡大防止を図ることを目的とする。

(3) 協定エリア

常陸河川国道事務所管内の久慈川水系の河川及びその流域
常陸河川国道事務所管内の那珂川水系の河川及びその流域

(4) 協定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 出動の要請を行う順位の評価方法

企業の業務成績、企業の優良表彰、企業の業務実績、有資格技術者数から総合的に評価する。

(6) 協定締結後の手続き等

協定締結後、必要な現地調査及び測量並びに設計を実施する場合は、速やかに業務契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

4. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）

第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 関東地方整備局における令和3・4年度の「測量」かつ「土木関係建設コンサルタント」業務に係わる一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において令和3年1月15日までに申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定がなされるものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の参加資格を受けていること。）

(3) 本店が茨城県内または栃木県内に所在すること。

「本店」とは関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等）の申請書「様式1」に記載された本社（店）をいう。

(4) 協定締結参加申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から協定締結日までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるも

のとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づきに基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 建設コンサルタント登録規定に基づき、河川、砂防及び海岸・海洋業務に登録があること。かつ測量法第55条に基づく登録があること。

5. 出動の要請を行う順位の評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

以下の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

評価項目	判断基準	評価のウエイト
①企業の業務成績 (関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で土木関係建設コンサルタント業務、または測量)の平成30年度から令和元年度末までに完了した平均業務成績点 (土木関係コンサルタントと測量の両者に成績点を有する場合は平均値とする)	①79点以上 ②78点以上79点未満 ③77点以上78点未満 ④76点以上77点未満 ⑤75点以上76点未満 ⑥60点以上75点未満 ⑦60点未満 ⑧関東地方整備局発注業務(100万円を超える業務)の実績がない場合	①30点 ②24点 ③18点 ④12点 ⑤6点 ⑥0点 ⑦選定しない ⑧加点しない
②企業の優良表彰 (関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で平成30年度から令和元年度末までに完了した業務のうち優良表彰を受けた経験がある者)	①河川構造物の設計において優良業務表彰(局長)を受けた経験がある者 ②河川構造物の設計において優良業務表彰(事務所長)を受けた経験がある者または河川構造物の設計以外において優良業務表彰(局長)を受けた経験がある者 ③河川構造物の設計以外において優良業務表彰(事務所長)を受けた経験がある者	①5点 ②3点 ③1点
③企業の業務実績 (平成22年度以降の常陸河川国道事務所の河川に関する業務実績)	①実績あり ②実績なし	①15点 ②0点
④有資格者数 (本協定に対応可能な有資格技術者で、1技術者1資格とし重複しないようにする)	①技術士(総合技術監理部門(建設-河川、砂防及び海岸・海洋科目)または建設部門-河川、砂防及び海岸・海洋科目)3名以上 ②国土交通省登録技術者 3名以上 ③RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋部門)もしくは、土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)3名以上 ④①の技術士または②の国土交通省登録技術者または③のRCCMまたは土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)が1名以上 ⑤上記以外	①10点 ②5点 ③3点 ④1点 ⑤選定しない

6. 本協定に関する担当部局

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2
 国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所調査第一課
 電話 029-240-4069
 FAX 029-240-4086
 担当：調査第一課 専門員(水防担当)

7. 資料の作成及び提出

- (1) 本協定に参加希望者は、下記のとおり申請及び資料等を提出すること。
- ① 提出期間：令和3年3月5日（金）から令和3年3月15日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。ただし、最終日は12時00分までとする。
 - ② 提出場所：上記6. に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便等配達確認ができるもので提出期間の消印有効。）により提出する。
- (2) 申請書は、様式－1により作成すること。会社の代表印を押印すること。
- (3) 様式－2は、次に掲げるところに従い作成すること。
- ①令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格認定の業種区分
4.（2）に掲げる資格があることを判断できる資料を添付すること。
 - ②測量法第55条に基づく登録状況
4.（7）に掲げる登録状況を記載すること。
 - ③建設コンサルタント登録規程に基づく登録状況
4.（7）に掲げる登録状況を記載すること。
- (4) 申請書及び資料等に関する問い合わせ先
6. に同じ。

8. 協定締結者の通知

令和3年3月24日付けで通知する。

9. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がないと認められた者及び申請書、資料等が適正と認められなかった者は、担当部局に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）
- ①提出期限：令和3年3月25日（金）17時15分
 - ②提出場所：上記6. に同じ。
 - ③提出方法：書面は、持参によるものとし、FAX、郵送等によるものは受け付けない。
- (2) 担当部局は、説明を求められたときは、令和3年3月30日（火）までに、説明を求めた者に対し、書面にて回答する。

10. 技術資料説明書に対する質問

- (1) この技術資料説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ①提出期間：令和2年3月5日（金）から令和3年3月9日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。ただし、最終日は12時00分までとする。
 - ②提出場所：6. に同じ。
 - ③提出方法：書面は、持参によるものとし、FAX、郵送等によるものは受け付けない。
- (2) (1) の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。
- ①期 間：令和3年3月4日（木）から令和3年3月8日（月）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。ただし、最終日は12時00分までとする。
 - ②場 所：6. に同じ。

11. その他

- (1) 申請書及び資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された申請書及び資料等を参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- (3) 提出された申請書及び資料等は返却しない。
- (4) 提出期限以降における申請書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。

(案)

河川災害時における緊急対策業務(測量及び設計部門)に関する協定書

国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所長(以下「甲」という。)と、〇〇設計株式会社(以下「乙」という。)とは、洪水・地震等で発生した自然災害(以下「災害」という。)における河川災害緊急対策業務(測量及び設計部門)(以下「業務」という。)の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、常陸河川国道事務所(河川)の管理区間内(以下「管内」という。)において、災害が発生した場合に、被害施設の早期復旧と拡大防止に資することを目的とする。

(業務の内容)

第2条 甲は、管内で災害が発生した場合に現地調査、測量及び設計が必要と認める時には、乙に出動を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があった時は、甲の指示により当該箇所における現地調査、現地測量、緊急対策設計を実施するものとする。

3 本協定による業務は、河川管理施設の機能確保、機能復旧、被害拡大防止のための緊急的に実施する必要がある場合を基本とする。

4 乙は、適切な対応ができるよう気象情報、河川情報、道路交通情報等について、的確な情報収集に努めるものとする。

(業務の実施エリア)

第3条 業務の実施エリアは、常陸河川国道事務所管内の久慈川水系の河川及びその流域、常陸河川国道事務所管内の那珂川水系の河川及びその流域とする。

(出動の要請)

第4条 甲は、乙に対し第3条の業務の実施エリアにおける業務のための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲の出動要請があった場合には遅滞なく、業務に関する随意契約を締結するものとする。

(業務の指示)

第6条 第4条の出動の要請に伴う業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の実施及び報告)

第7条 乙は、第6条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、業務を実施するものとする。

2 乙の責任者は、出勤後遅滞なく業務の状況を甲に報告し、概略とりまとめ資料を必要に応じ担当課長等に提出するものとする。

3 乙は、業務完了後、速やかに成果品を担当課長等に提出するものとする。

(乙の責務)

第8条 乙は、業務の履行にあたっては、業務の意図及び目的を十分に理解し、業務の遂行に努めなければならない。

2 業務の実施にあたっては、諸法規を遵守し作業の安全と円滑を図るとともに、担当職員と密接な連絡をとり業務を遂行しなければならない。

(機密の厳守)

第9条 乙は、業務の実施により生じる全ての成果品等を許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、業務実施中に知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(土地への立入り)

第10条 業務遂行のため民地等に立入る場合は、あらかじめ身分証明書の交付を受け、常に携帯するとともに、関係者に誠意をもって接しなければならない。

(有効期限及び効力)

第11条 本協定の有効期限は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

ただし、乙が取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請、信用の失墜等があった場合の他、一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち測量又は土木コンサルタント業務のいずれかに認定されない場合、甲は書面による通告をもって協定解除を行うことができるものとする。

(協 議)

第12条 本協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(雑 則)

第13条 本協定の証しとして、本通2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年 月 日 ()

甲 茨城県水戸市千波町1962-2

国土交通省関東地方整備局
常陸河川国道事務所長

乙